

Kimberly Clausing & Daniel Shaviro, A Burden-Neutral Shift from Foreign Tax Creditability to Deductibility?, 64 Tax Law Review 431 (2011)

credit (外税控除) から負担中立的 deduction (外税損金算入) への移行

外国での税引前収益 x

外国の税率 $10\%(t_f)$

アメリカの通常の法人税率 $35\%(t_{us})$

国外源泉所得に対する burden-neutral deduction tax rate (t_{us}^*) は 27.8%

$$\begin{aligned} x(1-t_f) - x(t_{us} - t_f) &= x(1-t_{us}) \\ t_{us}^* &= (t_{us} - t_f)/(1-t_f) \end{aligned}$$

deferral (繰延) については、それを考慮しても t_{us}^* 税率は変わらないと論じている。

最初の期に課税するか最後の期に繰延利益も含めて課税するか、という枠組みで、繰延があってもなくても t_{us}^* 税率は変わらないと論じている。

残念ながら原文 (436 頁) には繰延と t_{us}^* 税率との関係についての数式による説明がない。繰延と t_{us}^* 税率との関係について、原文の説明に納得する問題枠組みも考えうところであるが、納得できない問題枠組みも存在する可能性があるとは私は考える。この点については別の機会に考察したい。

外国税率 (源泉地国税率) $t_f = 10\%$ 、アメリカ国内所得税率税率 $t_{us} = 35\%$ 、アメリカ国外源泉所得税率 $t_{us}^* = 27.8\%$ ($t_{us}^* = (t_{us} - t_f)/(1 - t_f)$) とし、外国 (源泉地国) 税引前収益率を r とする。

第一年度初に 1 を投資し、年度末に税引前で $1+r$ になっているとする。源泉地国課税後は $1+r(1-t_f)$ または $1+0.9r$ である。アメリカが deferral を認めるとする。第二年度初に $1+0.9r$ を投資すると、第二年度末の源泉地国課税後に $\{1+r(1-t_f)\}^2$ または $(1+0.9r)^2$ となっている。アメリカが n 年間の deferral を認めるということは、源泉地国での $(1+0.9r)^n$ の増殖スピードを許容するということである。

アメリカが deferral を認めないとすると、第一年度末に税引前で $1+r$ となり、源泉地国課税後で $1+r(1-t_f)$ または $1+0.9r$ となり、アメリカ課税後で $1+r(1-t_f)(1-t_{us}^*)$ または $1+0.65r$ となる ($(1-0.1)(1-0.278) = 0.6498$ となってしまうが、元々の $(1-t_f)(1-t_{us}^*) = (1-t_{us})$ の関係の方を当てはめている)。アメリカの課税を受けつつ同源泉地国で n 年間増殖させようとするれば、増殖スピードは $(1+0.65r)^n$ となる。

当然ながら、前前段落の方が前段落よりも納税者に有利である。例えば $r=10\%$ 、 $n=10$ とすると、前前段落について、 $(1+0.9r)^n = 1.09^{10} = 2.367$ であり、 $(1+0.9r)^n - \{(1+0.9r)^n - 1\}t_{us}^* = 2.367 - (2.367 - 1) \times 0.278 = 1.987$ となる。前段落について、 $(1+0.65r)^n = 1.065^{10} = 1.877$ となる。 $r(1-t_f) = 0.9r = R$ と置き換えると、前前段落は $(1+R)^n - \{(1+R)^n - 1\}t_{us}^* = (1+R)^n(1-t_{us}^*) + t_{us}^*$ という、deferral に関する MBA 等でお馴染みの式となる (渡辺智之『税務戦略入門』59 頁、東洋経済新報社、2005 等参照)。前前段落は $\{1+R(1-t_{us}^*)\}^n$ という式となる。

$2.367 - (2.367 - 1) \times 0.2775 = 1.988$ と $1.065^{10} = 1.877$ とを見比べた時、前者を $2.367 - (2.367 - 1) \times t_{us}^* = 1.877$ と書き換えると、 $t_{us}^* = (2.367 - 1.877)/(2.367 - 1) = 35.8\%$ となる ($t_{us} = 35\%$ すら上回っているというのはやや驚きである)。式で表現すると、(源泉地国税引前収益率が r で一定であるという仮定であるが) n 年間繰延がある場合の t_{us}^* 税率は $t_{us}^* = \{[1+r(1-t_f)]^n - [1+r(1-t_{us})]^n\} / \{[1+r(1-t_f)]^n - 1\} \neq (t_{us} - t_f)/(1-t_f) = 27.8\%$ となるのではないかと、ということになる。繰延があってもなくても t_{us}^* 税率は変わらないという原文の説明について、納得出来ない問題枠組みも存在するのではないかと、と前述したのは、アメリカの 35% の課税を毎年フルに受け続ける場合との比較という問題枠組みである。これを「問題枠組み A」と仮称する。

逆に述べると、原文の問題枠組みは、アメリカの 35% の課税を毎年フルに受け続ける場合との比較とは異なる問題枠組みということになる。

例えば、次のようなことが考えられる。アメリカの課税を受けないまま、源泉地国で n 年間 $\{1+r(1-t_f)\}^n = (1+0.9r)^n = 1.09^n$ の増殖スピードで増殖させてきて、第 n 年度末にアメリカに資金還流させてアメリカ国外源泉所得税率 t_{us}^* での課税を受ける状況を考える。 $n=10$ として、 $1.09^{10} = 2.367$ が還流された際、 $(1+r)^{10} = 1.1^{10} = 2.594$ の税引前元利合計のうちの $2.594 - 1 = 1.594$ の所得について、既に $2.594 - 2.367 = 0.227$ の源泉地国租税が課されていると考え、1の元本と1.594の所得に対するアメリカの35%の課税を受けた場合と同じ状態、即ち $1 + 1.594 \times 0.65 = 2.036$ と同じ状態を達成するためには、 $2.367 - 2.036 = 0.331$ の追加的租税を課す必要がある。0.331の追加的租税の、外国税引後所得に対する割合は $0.331/1.367 = 24.2\%$ となる。これは $t_f = 10\%$ の場合の $t_{us}^* = 27.8\%$ と合致していないかのように一見思われる。しかし、外国の表面税率は10%であるかもしれないが、2.594の外国税引前元利合計想定額に対し外国税引後の還流額が2.367なので、 $(2.594 - 2.367)/(2.594 - 1) = 14.2\%$ こそが t_f であると考えれば、即ち t_f とは外国の表面税率 (nominal rate) ではなく n 年間の収益に対する実効税率 (effective rate) (外国税引がないと仮想した場合の元利合計額に対する、外国税引後の元利合計額の減少部分の、割合) と考えれば、 $t_f = 14.2\%$ 、 $t_{us} = 35\%$ の場合の $t_{us}^* = (t_{us} - t_f)/(1 - t_f) = (35\% - 14.2\%)/(1 - 14.2\%) = 24.2\%$ となり、原文の説明が当てはまる。外国税率 t_f について、外国表面税率 t_{fn} と外国実効税率 t_{fe} とを区別してみよう。 t_{fe} は $(2.594 - 2.367)/(2.594 - 1)$ として算出されているため、 $t_{fe} = [(1+r)^n - \{1+r(1-t_{fn})\}^n]/[(1+r)^n - 1]$ と表現することができる。そして、 $t_{us}^* = (t_{us} - t_f)/(1 - t_f) = (t_{us} - t_{fe})/(1 - t_{fe}) \neq (t_{us} - t_{fn})/(1 - t_{fn})$ と表現する事ができる。このような問題枠組みを「問題枠組みB」と仮称する。

原文(436頁)の「In the presence of deferral, the analysis generates the same burden neutral deduction system tax rates. U.S. income tax is incurred only upon repatriation, so income grows abroad free of U.S. tax.」(繰延が存在する場合も、負担中立的 deduction システムの税率は同じである。アメリカの所得税が還流時のみ課されるので、所得はアメリカの課税を受けずに外国で増殖する。)という表現は問題枠組みBを想定している(後述のように異なる問題枠組みかもしれないが、問題枠組みAを想定していないことは確定的に明らか)ものと思われる。

しかし、問題枠組みBで制度を作ろうとすると、大変な困難が予想される。前述のモデルでは計算の便宜のため外国税引前収益率が r で一定であるという前提を置いていたが、現実社会では当然 r が年によって変動するため、還流額の2.367を見て外国で課税がないと仮想した場合の2.594を算出することは極めて困難である。また、前述のモデルでは、第一年度初めに1を投資してそれを増殖させ n 年後に全額アメリカに還流させるという状況を想定していたが、第一年度、第二年度、第三年度と次々に元本が投下され、第 n 年度に一部の金員がアメリカに還流させられた場合、どの元本が年毎にどういふ r を出していたのかを仮想することは、困難ではなくほぼ不可能(解が一つに定めようがない)と思われる。そうすると、原文は問題枠組みBとも多少異なる問題枠組みを想定しているのかもしれない。また、原文437-438頁における国毎の税率の違いを視野に入れた考察(t_{us}^* 税率は固定させなければならない)を考えると、繰延がある場合の問題枠組みBの精緻なモデルを組む意義は小さく、そもそも原文はどういう問題枠組みを想定しているか考えても無駄であると思っていたかもしれない。

更に、原文の表現が問題枠組みAを想定していないことは明らかであるが、これまで繰延の何が問題であるかを議論する際には、毎年フルで課税される状況との比較、即ち問題枠組みAでの比較が普通であったのではないかと思われる。

原文の行間を埋めるために長いこと想像してしまったが、 $t_{us}^* = (t_{us} - t_f)/(1 - t_f)$ という式を見た上で、繰延がある場合のあるべき t_{us}^* 税率を求めよと言われた際に、問題枠組みAを想定するか、問題枠組みBを想定するかは、人によって異なると思われる。ところで、 t_{us}^* 税率と繰延との関係について、原文の説明するところを納得する形で理解しようとするのは問題枠組みB(或いはそれに近い何か)として可能であるものの、納得できない形での議論の余地も残されていると思われ、やや説明不足であったように思われる。